

27 医号外

平成 28 年(2016 年) 2 月 24 日

一般社団法人 長野県医師会長
一般社団法人 長野県歯科医師会長
一般社団法人 長野県薬剤師会長
公益社団法人 長野県看護協会長
一般社団法人 長野県助産師会長
一般社団法人 長野県臨床検査技師会長

様

長野県健康福祉部医療推進課長

廃棄物処理におけるジカウイルス感染症対策について（通知）

このことについて、平成 28 年 2 月 19 日付け 27 資第 391 号で資源循環推進課長から別添のとおり通知がありましたので、御承知いただくとともに、貴会会員に対する周知について御配意願います。

なお、廃棄物処理法に関する問合せ先を参考として添付いたしますので、併せて周知いただきますようお願いいたします。

なお、保健福祉事務所には別添のとおり通知しました。

担 当	長野県健康福祉部医療推進課管理係 山本英紀（課長） 中原美佳（担当）
電 話	026-235-7145（直通）
ファクシミリ	026-223-7106
電子メール	iryoy@pref.nagano.lg.jp



27 医号外

平成 28 年 (2016 年) 2 月 24 日

保健福祉事務所総務課長 様

医療推進課長

廃棄物処理におけるジカウイルス感染症対策について (通知)

このことについて、平成 28 年 2 月 19 日付け 27 資第 391 号で資源循環推進課長から別添のとおり通知がありましたので、御承知いただくとともに、貴管下の医療機関に対する周知について御配意願います。

なお、廃棄物処理法に関する問合せ先を参考として添付いたしますので、併せて周知いただきますようお願いいたします。

また、関係団体には別添のとおり通知しました。

担 当	長野県健康福祉部医療推進課管理係 山本英紀 (課長) 中原美佳 (担当)
電 話	026-235-7145 (直通)
ファクシミリ	026-223-7106
防災電話	8-231-2683
電子メール	iry@pref.nagano.lg.jp



27 資第 391 号

平成 28 年（2016 年）2 月 19 日

医療推進課長
保健・疾病対策課長
様

資源循環推進課長

廃棄物処理におけるジカウイルス感染症対策について（通知）

このことについて平成 28 年 2 月 5 日付け環廃対発第 1602051 号及び環廃産発第 1602052 号で環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部長から別添のとおり通知がありました。

感染性廃棄物については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 24 年 5 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき適正処理を図っていただいているところですが、ジカウイルスの感染が国内で確認された場合においては、関連する医療関係機関等から排出される感染性廃棄物の適正な処理の確保のため、必要な措置の実施について引き続き御指導いただくとともに、当該マニュアル及び下記に基づいた感染性廃棄物の取扱いについて、医療関係機関及び関連団体等に対する周知について御配慮ください。

なお、市町村等廃棄物行政担当部局及び地方事務所へは別添写しのとおり通知しましたので申し添えます。

記

- 1 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」は平成 24 年 5 月 17 日付け 24 廃対第 108 号通知のとおり平成 24 年 5 月に改訂されています。改訂後のマニュアルは、以下の環境省ホームページからご覧いただけます。

掲載ホームページ：<http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual.pdf>

- 2 ジカウイルス等の感染又は感染のおそれのある病原体で汚染された機器・器具・環境の消毒及び滅菌については、上記マニュアルの参考 7 に引用されている「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（平成 16 年 1 月 30 日付け健感発第 0130001 号厚生労働省健康局結核感染症課長）を参考として実施願います。

環境部資源循環推進課 課長：宮村 泰之 担当：廃棄物政策係 神林 純也 廃棄物審査係 胡桃澤 博司 TEL：026 - 235 - 7187（直通） 内線：8 - 231 - 2789 FAX：026 - 235 - 7259 E-mail：junkan@pref.nagano.lg.jp（課）

廃棄物処理法に関する問い合わせ先

◆長野県庁環境部資源循環推進課

E-mail : junkan@pref.nagano.lg.jp

廃棄物政策係 TEL : 026-235-7187

廃棄物審査係 TEL : 026-235-7164

◆地方事務所環境課

	管轄地域	電話番号／Eメールアドレス
佐久地方事務所環境課	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡	0267-63-3166 sakuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
上小地方事務所環境課	上田市、東御市、小県郡	0268-25-7134 joshokankyo@pref.nagano.lg.jp
諏訪地方事務所環境課	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡	0266-57-2952 suwachikankyo@pref.nagano.lg.jp
上伊那地方事務所環境課	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡	0265-76-6817 kamichikankyo@pref.nagano.lg.jp
下伊那地方事務所環境課	飯田市、下伊那郡	0265-53-0434 shimochikankyo@pref.nagano.lg.jp
木曾地方事務所環境課	木曾郡	0264-25-2234 kiso-chikankyo@pref.nagano.lg.jp
松本地方事務所環境課	松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡	0263-40-1956 matsuchikankyo@pref.nagano.lg.jp
北安曇地方事務所環境課	大町市、北安曇郡	0261-23-6563 hokuan-kankyo@pref.nagano.lg.jp
長野地方事務所環境課	須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡	026-234-9533 nagachikankyo@pref.nagano.lg.jp
北信地方事務所環境課	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡	0269-23-0202 hokuchikankyo@pref.nagano.lg.jp

※長野市内に所在する医療機関等については、長野市廃棄物対策課（TEL:026-224-5035）へお問い合わせください。



27 資第 391 号

平成 28 年（2016 年）2 月 19 日

市 町 村 長
一部事務組合管理者 様
広 域 連 合 長

長野県環境部長

廃棄物処理におけるジカウイルス感染症対策について（通知）

本県の廃棄物行政については、日頃から格別の御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて平成 28 年 2 月 5 日付け環廃対発第 1602051 号及び環廃産発第 1602052 号で環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長から別添のとおり通知がありました。

感染性廃棄物については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 24 年 5 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき適正処理を図っていただいているところですが、ジカウイルス感染症の感染が国内で確認された場合は、関連する医療関係機関等から排出される感染性廃棄物の貴団体の区域内における適正な処理の確保のため、必要な措置の実施について引き続き御指導いただくとともに、当該マニュアル及び下記に基づき、排出時、運搬時、処分時における作業員への感染防止のための対策を講じてください。

また、貴団体の感染性廃棄物の処理に係る許可業者及び委託業者に対する周知について御配慮ください。

記

- 1 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」は平成 24 年 5 月 17 日付け 24 廃対第 108 号通知のとおり平成 24 年 5 月に改訂されています。改訂後のマニュアルは、以下の環境省ホームページからご覧いただけます。

掲載ホームページ：<http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual.pdf>

- 2 ジカウイルス等の感染又は感染のおそれのある病原体で汚染された機器・器具・環境の消毒及び滅菌については、上記マニュアルの参考 7 に引用されている「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（平成 16 年 1 月 30 日付け健感発第 0130001 号厚生労働省健康局結核感染症課長）を参考として実施願います。

環境部資源循環推進課 課長：宮村 泰之 担当：廃棄物政策係 神林 純也 廃棄物審査係 胡桃澤 博司 TEL：026 - 235 - 7187（直通） FAX：026 - 235 - 7259 E-mail：junkan@pref.nagano.lg.jp（課）
--



27 資第 391 号

平成 28 年（2016 年）2 月 19 日

地方事務所環境課長 様

資源循環推進課長

廃棄物処理におけるジカウイルス感染症対策について（通知）

このことについて平成 28 年 2 月 5 日付け環廃対発第 1602051 号及び環廃産発第 1602052 号で環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部長から別添のとおり通知がありました。

ジカウイルス感染症の感染が国内で確認された場合においては、貴管下の関連する医療関係機関等から排出される感染性廃棄物の適正な処理の確保のため、必要な措置の実施について引き続き指導願います。

なお、市町村等廃棄物行政担当部局、県関係部局及び関係団体へは別添写しのとおり通知しましたので、申し添えます。

記

- 1 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」は平成 24 年 5 月 17 日付け 24 廃対第 108 号通知のとおり平成 24 年 5 月に改訂されています。改訂後のマニュアルは、以下の環境省ホームページからご覧いただけます。

掲載ホームページ：<http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual.pdf>

- 2 ジカウイルス等の感染又は感染のおそれのある病原体で汚染された機器・器具・環境の消毒及び滅菌については、上記マニュアルの参考 7 に引用されている「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（平成 16 年 1 月 30 日付け健感発第 0130001 号厚生労働省健康局結核感染症課長）を参考としてください。

環境部資源循環推進課

課長：宮村 泰之

担当：廃棄物政策係 神林 純也

廃棄物審査係 胡桃澤 博司

TEL：026 - 235 - 7187（直通）

内線：8-231-2789

FAX：026 - 235 - 7259

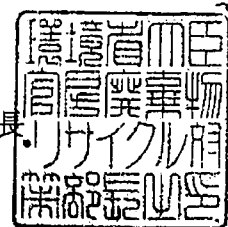
E-mail：junkan@pref.nagano.lg.jp（課）



環廃対発第 1602051 号
環廃産発第 1602052 号
平成 28 年 2 月 5 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長



廃棄物処理におけるジカウイルス感染症対策について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、中南米で感染が拡大しているジカウイルス感染症（ジカ熱）について、本年 2 月 1 日に世界保健機関が小頭症及び神経障害の集団発生に関する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」であることを宣言し、政府においても、ジカ熱に関する関係省庁対策会議を設置し、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって対応することとしております。

ジカウイルス感染症については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 5 項第 11 号の規定により政令で定める四類感染症に追加される予定です。

ジカウイルスを始めとする感染及び感染のおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物の処理については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 24 年 5 月）（以下「マニュアル」という。）（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>）を環境省で策定し、適正な処理の確保をお願いしているところです。貴職におかれても、ジカウイルス感染症の感染が国内で確認された場合は、関連する医療機関等から排出される廃棄物の適切な処理の確保のため、マニュアルに基づき、必要な措置の実施のための指導監督に努めるとともに、貴管下産業廃棄物処理業者、医療関係機関及び貴管下市町村等に対し、排出時又は運搬時及び処分時において作業員への感染防止に万全を期すよう周知徹底をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

ジカウイルス感染症について（参考）

○ 病原体

フラビウイルス科フラビウイルス属のジカウイルスによる蚊媒介感染症。

○ 発生状況

日本では、海外で感染し帰国後発症する症例が 2013 年以降で 3 例。国内感染の報告はない。

海外では、アフリカ、アジア太平洋地域、中央・南アメリカで報告があり、2013 年に仏領ポリネシアで 1 万人を超える流行があったほか、2015 年 5 月以降、ブラジルなど中南米でも多数の患者が報告。

○ 感染経路

ウイルスを持ったネッタイシマカやヒトスジシマカに吸血されることでヒトへと感染。

ヒト-ヒト間の感染は、胎児への垂直感染が確認されているが、一般的には稀（極めて稀なケースとして、献血や性交渉による感染の可能性が指摘されている。）。理論的には母乳を介した感染や臓器移植による感染の可能性はあるが、実際の感染事例はない。

○ 症状

デング熱やチクングニア熱ほど強い症状は示さないが、似た症状を示し、発熱（＜38.5℃）、頭痛、関節痛、発疹、結膜炎などが 2～7 日続く。死亡するケースは稀。

潜伏期間は 2～12 日（主に、2～7 日）と言われており、デング熱等と同様、不顕性感染も報告されている。

ギランバレー症候群との関連や、妊娠中に感染した場合に、胎児に影響（小頭症との関連）する可能性が指摘されている。

【参考 1】「ジカウイルス感染症（ジカ熱）のリスクアセスメント」（国立感染症研究所）

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/id/2358-disease-based/sa/zika-fever.html>

【参考 2】「ジカウイルス感染症について」（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000109881.html>